岩手県議会議員政治倫理条例をここに公布する。

平成22年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第21号

岩手県議会議員政治倫理条例

本県議会は、県民の負託にこたえるため、これまで議員の政治倫理の確立のための決議を行うなど、議員の政治倫理の確立と向上に努めてきたところである。 岩手県議会基本条例(平成20年岩手県条例第72号)では、更なる倫理観の向上を期し、議員の基本的な責務を明らかにするとともに、議員の政治倫理に関しては条例で定めるものとした。

ここに本県議会は、議員の責務及び行為規範等を明らかにすることにより、確固たる政治倫理を確立することを決意し、この条例を制定する。 (目的)

第1条 この条例は、政治倫理の確立のため、岩手県議会(以下「議会」という。)の議員の責務及び行為規範その他必要な事項を定めることにより、主権者 たる県民の厳粛なる信託にこたえ、もって公正で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。

(責務)

第2条 議員は、重大な使命及び高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、県民の批判を受けることのないよう、政治倫理の向上に努めなければならない。

(行為規範)

- 第3条 議員は、次に掲げる行為規範を遵守しなければならない。
 - (1) 議員は、議員の品位及び名誉を損なう行為により、県民の議会に対する信頼を損ねてはならないこと。
 - (2) 議員は、その権限又は地位による影響力を及ぼすことにより、自己又は特定の者の利益を図ってはならないこと。
 - (3) 議員は、利益を得ることを目的として、国、地方公共団体若しくは国若しくは地方公共団体が出資している法人が締結する売買、貸借、請負その他の契約(以下「公共事業等」という。)又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、特定の者に有利になるような働きかけをしてはならないこと。
 - (4) 議員は、公正を疑われるような金品の授受を行ってはならないこと。
 - (5) 議員は、国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体(国又は地方公共団体が出資している法人及び指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)をいう。)の役員若しくは職員に対し、その権限又はその地位による影響力を及ぼすことにより公正な 職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。
 - (6) 議員は、道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。
 - (7) 議員は、その資金管理団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項に規定する資金管理団体をいう。)及び後援団体(公職選挙法(昭

和25年法律第100号) 第199条の5第1項に規定する後援団体をいう。) に、前号の寄附を受けさせないこと。

- (8) 議員は、その配偶者及び同居の親族に、公共事業等に関し、県民の疑惑を招くような行為をさせないこと。
- 2 議員は、前項に掲げる行為規範に反するとの疑惑を招いたときは、自ら進んで当該疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない。 (審査の請求)
- 第4条 議員は、前条第1項の行為規範に反する疑いがあると認められる議員があるときは、議員定数の3分の1以上で、かつ、2以上の会派(議会運営委員会において交渉団体として認められたものをいう。以下同じ。)の議員が連署し、理由を明らかにした文書をもって議長に審査を請求することができる。 (審査会の設置)
- 第5条 議長は、前条の規定に基づく審査の請求があったときは、これを審査するため、議会に岩手県議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を 設置する。
- 2 審査会は、委員11人以内をもって組織し、委員は、各会派で協議し、議長が指名する。
- 3 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。
- 4 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。
- 5 審査会の会議は、原則として非公開とするものとする。

(審査会の運営)

- 第6条 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。
 - (1) 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
 - (2) 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - (3) 前号の規定にかかわらず、審査の請求をされた議員につき、第3条第1項の行為規範に反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合で、議員辞職の勧告、役職辞任の勧告等の重要な措置を内容とする審査結果を答申しようとするときは、出席委員の3分の2以上の多数による賛成を要するものとする。
 - (4) 審査会は、審査のため必要があるときは、議員、優れた識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。
 - (5) 審査の請求をされた議員は、審査会から出席の要請があった場合は、出席し、誠実に答える義務を負う。
 - (6) 審査の請求をされた議員は、審査会に対し口頭又は文書により弁明することができる。
- 2 審査会は、前項第3号に定める措置に至らなかった場合で、審査の請求をされた議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、第3条第1項の 行為規範に反する事実が存在しない旨を議長に報告する等所要の措置を講ずるものとする。
- 3 審査会の運営に関し必要な事項は、その都度、委員長が審査会に諮って定める。

(議長への報告)

第7条 委員長は、審査の結果を取りまとめ、議長に対し報告するものとする。

(審査の結果の通知及び公表)

第8条 議長は、前条の報告を受けたときは、審査の請求をした議員及び審査の請求をされた議員に対して審査の結果を通知し、次条第1項の規定に基づく意 見書の提出の有無を確認の上、審査の結果を公表しなければならない。

(意見書の提出及び公表)

- 第9条 審査の請求をされた議員は、前条の通知を受けたときは、審査の結果について、議長に対し意見書を提出することができる。
- 2 議長は、前項の規定に基づき意見書が提出されたときは、審査の結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表しなければならない。 (措置)
- 第10条 議長は、第7条の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、審査会が必要と認める措置その他適切な措置を講ずるものとする。
- 2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

(守秘義務等)

- 第11条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。委員でなくなった後も、同様とする。
- 2 委員は、その職務を政治目的のために利用してはならない。
- 3 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。 (補則)
- 第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附則

この条例は、平成22年5月1日から施行する。